

板橋区介護保険料滞納者に係る保険給付の制限に関する実施要綱

(平成13年9月28日区長決定)

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 第1号被保険者に係る保険給付制限（第5条－第10条）
- 第3章 第2号被保険者に係る保険給付制限（第11条－第14条）
- 第4章 時効による徴収権の消滅した保険料に係る保険給付制限（第15条－第18条）
- 第5章 雑則（第19条）
- 付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、保険料を一定期間以上滞納している被保険者に対し、納付の勧奨を行うことにより、保険料の滞納の防止を図り、なお滞納の続く者に対して行う保険給付制限の措置に関し、必要な事項を定めることにより、円滑な処分を実施し、もって介護保険制度の健全な運営を進めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 介護保険法（平成9年法律第123号）
- (2) 施行令 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）
- (3) 施行規則 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）
- (4) 板橋区規則 東京都板橋区介護保険条例施行規則（平成12年板橋区規則第57号）
- (5) 高齢者利用者負担減免要綱 板橋区介護保険法施行時における訪問介護利用者負担に対する助成事業及び高齢者訪問介護利用者負担金助成事業運営要綱（平成12年5月22日区長決定）
- (6) 障害者利用者負担減免要綱 板橋区ホームヘルプサービス利用者に対する助成事業運営要綱（平成12年5月22日区長決定）
- (7) 保険料 法第129条第1項に規定する保険料又は法第7条第24項に規定する医療保険各法に定めるところにより徴収される保険料（地方税法（昭和25年法律第

- 26号)の規定による国民健康保険税を含む。)若しくは掛金
- (8) 被保険者 法第9条に規定する被保険者をいう。
 - (9) 支援事業者 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者及び法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者をいう。
 - (10) サービス事業者 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスの事業を行う者をいう。
 - (11) 介護保険施設 法第7条第19項に規定する介護保険施設をいう。
 - (12) 事業者 支援事業者、サービス事業者及び介護保険施設をいう。
 - (13) 要介護認定等 法第19条第1項に規定する要介護認定、同条第2項に規定する要支援認定、法第28条第2項に規定する要介護更新認定、法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定及び法第33条第2項に規定する要支援更新認定をいう。

(保険給付制限)

第3条 この要綱において規定する保険給付制限の措置は、次のとおりとする。

- (1) 法第66条に係る措置(以下「支払方法変更」という。)
 - (2) 第1号被保険者に対する法第67条第1項及び第2項に係る措置(以下「保険給付の支払の一時差止」という。)
 - (3) 法第67条第3項に係る措置(以下「滞納保険料額の控除」という。)
 - (4) 第2号被保険者に対する法第68条に係る措置(以下「保険給付差止」という。)
 - (5) 法第69条に係る措置(以下「給付額減額」という。)
- 2 この要綱において保険給付制限の措置の対象となる保険給付は、法第18条各号に掲げる給付をいう。

(保険給付制限に係る周知等)

第4条 区は、被保険者が保険給付制限の措置による不利益を受けないように保険料の納付勧奨に努めるとともに、保険料滞納者に係る当該措置について啓発、周知等を行うものとする。

第2章 第1号被保険者に係る保険給付制限

(支払方法変更の手続き)

第5条 区長は、第1号被保険者から要介護認定等の申請があった場合には、その者に係る保険料の納付状況を調査し、当該要介護認定等の申請に係る認定がなされる日において納期限から1年が経過すると見込まれる滞納保険料があった場合、当該第1号被保険者に対し、板橋区規則第17条第1項に規定する介護保険給付の支払方法変更

(償還払化) 予告通知書により、その旨を通知する。

- 2 前項に規定する認定がなされる日とは、要介護認定等の申請をした日から30日後とする。
- 3 区長は、第1項の通知をするときには、次条に規定する適用除外要件を示すとともに、相当の期間を定め、当該第1号被保険者に対し弁明の機会を付与し、弁明書の提出を求めなければならない。
- 4 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、支払方法変更の決定をし、要介護認定等の通知の際に当該第1号被保険者に対し、板橋区規則第17条第2項に規定する介護保険給付の支払方法変更(償還払化)通知書により、その旨を通知する。
 - (1) 前項に定める弁明書に相当の理由がないと認める場合
 - (2) 同項に定める期間内に弁明書の提出がなかった場合
- 5 区長は、前項の通知をするときには、当該第1号被保険者に対し、支払方法変更の記載をした被保険者証を交付するものとする。
- 6 支払方法変更の適用開始日は、要介護認定等が行われた日の属する月の翌月初日とする。ただし、法第28条第2項に規定する要介護更新認定に関する支払方法変更の適用開始日は、当該更新認定の有効期間開始日とする。
- 7 当該第1号被保険者については、板橋区介護認定審査会運営要綱(平成11年9月20日区長決定)第9条第1項の規定にかかわらず、認定の有効期間の延長は行わないものとする。

(支払方法変更の適用除外要件)

- 第6条 区長は、前条に規定する支払方法変更の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するため保険料を納付することができないと認められるとき(以下「適用除外要件」という。)は、前条の規定にかかわらず、支払方法変更の適用をしないものとする。
- (1) 施行令第30条第1号に規定する災害により著しい損害を受けたとき、又は同条第2号並びに施行規則第100条第1号及び第2号に規定する事由により生計維持者の収入が著しく減少したとき。
 - (2) 施行規則第100条第3号の規定により、生活保護の被保護者に該当したとき(納期限において生活扶助を受けていなかった場合に限る。)
 - (3) 施行規則第98条各号及び第100条第4号に規定する医療に関する給付([別表](#)に掲げる医療の給付をいう。)を受けることとなったとき。

(支払方法変更の終了の手続き)

- 第7条 第5条第4項の規定により支払方法変更の適用を受けた者(以下「支払方法変更適用者」という。)は、次に掲げる事由に該当することにより、支払方法変更の終了を

受けようとする場合は、板橋区規則第17条第3項に規定する支払方法変更等終了申請書を区長に提出するものとする。

- (1) 滞納保険料を完納したとき。
- (2) 滞納保険料の額が著しく減少したとき。
- (3) 適用除外要件に該当したとき。

2 前項第2号に規定する「滞納保険料の額が著しく減少したとき。」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 滞納保険料の額の7割以上が納付されたとき。ただし、当該納付後も、次回要介護更新認定時又は要支援更新認定時において時効に係る滞納保険料があると認められる場合は、当該滞納保険料が納付されたとき。
- (2) 前号の割合に満たない場合であって、区長が特に必要と認めたとき。
- (3) 分割納付書の発行、納入計画書の提出等滞納保険料が相当の期間内に納付されることが確実に見込まれるとき。

3 支払方法変更適用者は、第1項に規定する申請書を提出するときは、被保険者証及び第1項各号のいずれかに該当する旨を証明する書類を添付しなければならない。

4 区長は、支払方法変更適用者から第1項の申請書の提出があった場合には、第1項各号のいずれかに該当するか否かを調査し、支払方法変更の終了の可否を決定する。

5 区長は、前項に規定する支払方法変更の終了を決定したときには、支払方法変更適用者に対し、支払方法変更の記載を削除した被保険者証を交付するものとする。

6 区長は、公簿等により支払方法変更適用者が第1項各号のいずれかに該当することが確認できるときは、第1項の申請書の提出を省略させることができる。

7 支払方法変更の適用終了日は、被保険者証から支払方法変更の記載を削除した日とする。

(支払方法変更に係る事業者への情報提供)

第8条 区長は、第5条第5項に規定する被保険者証の交付をしたときは、支払方法変更適用者について板橋区規則第12条第1項第1号に規定する届出書により、登録された

支援事業者に対し、当該対象者に関する支払方法変更の情報を支払方法変更通知により提供することができる。

2 前項の規定は、前条第5項の規定による支払方法変更の終了の情報について準用する。この場合において、前項中「第5条第5項」とあるのは「第7条第5項」と読み替えるものとする。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当するため支援事業者が登録されていない場合、第1項に規定する情報をそれぞれ当該各号に定める者へ提供するものとする。

- (1) 支払方法変更適用者が介護保険施設に入所しているとき。 当該施設の長
- (2) 介護サービス計画を支払方法変更適用者自身が作成しているとき。 当該計画に

係るサービス事業者

(保険給付の支払の一時差止の手続き)

第9条 区長は、支払方法変更適用者から保険給付の償還払いの申請があった場合には、その者に係る保険料の納付状況を調査し、納期限から1年6月が経過する滞納保険料があった場合、当該支払方法変更適用者に対し、板橋区規則第18条第1項に規定する介護保険給付の支払一時差止通知書により通知を行い、当該保険給付の支払の一時差止を行う。

2 区長は、前項に規定する通知書の交付を行ったときは、当該支払方法変更適用者に対し、滞納保険料の納付について催告を行うものとする。

3 支払の一時差止を行う保険給付の額は、当該支払方法変更適用者に係る滞納保険料の額の1.5倍を超えないものとする。ただし、1度の償還払いの申請で保険給付の額が滞納保険料の額の1.5倍を超えるとき、又は既に差し止めている額と合算して1.5倍を超えるときは、当該1.5倍を超える額を一時差止の限度額とする。

4 区長は、第2項の催告にもかかわらず、当該支払方法変更適用者が滞納保険料を納付しない場合であって、支払を一時差し止めている保険給付の額が滞納保険料額と同程度以上となったときは、板橋区規則第18条第3項第1号に規定する介護保険滞納保険料控除通知書により通知を行い、当該一時差止に係る保険給付の額から滞納保険料額を控除するものとする。ただし、区長は、支払を一時差し止めている保険給付の額が滞納保険料の額に満たないときであっても、納期限の古い順に滞納保険料額を控除することができる。

5 区長は、前項の規定により、全ての滞納保険料額の控除を行ったときは、被保険者証の提出を求め、支払方法変更の記載を削除した被保険者証を交付するものとする。この場合における支払方法変更の適用終了日は、第7条第7項の規定による。

(保険給付の支払の一時差止の適用除外)

第10条 区長は、前条に規定する保険給付の支払の一時差止の適用を受けようとする者が適用除外要件に該当するときは、当該一時差止を行わないものとする。

第3章 第2号被保険者に係る保険給付制限

(保険給付差止の手続き)

第11条 区長は、第2号被保険者から要介護認定等の申請があった場合には、その者が加入している医療保険者に対し、要介護認定等申請受理通知によりその旨を通知する。

2 区長は、医療保険者から保険給付差止の依頼を受けた場合において、当該要介護認定等の申請に係る認定がなされる日において納期限から1年6月が経過すると見込まれる

未納医療保険料等があったときは、当該第2号被保険者に対し、板橋区規則第18条第

2項に規定する介護保険給付の支払一時差止等予告通知書により、その旨を通知する。

3 前項に規定する認定がなされる日とは、要介護認定等の申請をした日から30日後とする。

4 区長は、第2項の通知をするときには、適用除外要件を示すとともに、相当の期間を定め、保険給付差止の対象となる者に対し弁明の機会を付与し、弁明書の提出を求めなければならない。

5 区長は、前項に定める期間内に弁明書の提出があった場合、必要に応じ医療保険者と協議を行うものとする。

6 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合、保険給付差止の決定をし、要介護認定等の通知の際に当該第2号被保険者に対し、板橋区規則第18条第3項第2号に規定す

る介護保険給付の支払一時差止等処分通知書により、その旨を通知する。

(1) 第4項に定める弁明書に相当の理由がないと認める場合

(2) 同項に定める期間内に弁明書の提出がなかった場合

7 区長は、前項の通知をするときには、当該第2号被保険者に対し、保険給付差止の記載をした被保険者証を交付するものとする。

8 保険給付差止の適用開始日は、要介護認定等が行われた日の属する月の翌月初日とする。ただし、法第28条第2項に規定する要介護更新認定に関する保険給付差止の適用開始日は、当該更新認定の有効期間開始日とする。

9 当該第2号被保険者については、板橋区介護認定審査会運営要綱（平成11年9月20日区長決定）第9条第1項の規定にかかわらず、認定の有効期間の延長は行わないものとする。

（保険給付差止の適用除外）

第12条 区長は、前条に規定する保険給付差止の適用を受けようとする者が適用除外要件に該当するときは、前条の規定にかかわらず、保険給付差止の適用をしないものとする。

（保険給付差止の終了の手続き）

第13条 第11条に規定する保険給付差止の適用を受けた者（以下「保険給付差止適用者」という。）は、次に掲げる事由に該当することにより、保険給付差止の終了を受けようとする場合は、板橋区規則第17条第3項に規定する介護保険支払方法変更等終了申請書を区長に提出するものとする。

(1) 未納医療保険料等を完納したとき。

(2) 未納医療保険料等の額が著しく減少したとき。

(3) 適用除外要件に該当したとき。

- 2 保険給付差止適用者は、前項に規定する申請書を提出するときは、被保険者証及び前項各号のいずれかに該当する旨を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 区長は、保険給付差止適用者から第1項の申請書の提出があった場合には、必要に応じ医療保険者と協議を行い、保険給付差止の終了の可否を決定する。
- 4 区長は、前項に規定する保険給付差止の終了を決定したときには、保険給付差止適用者に対し、保険給付差止の記載を削除した被保険者証を交付するものとする。
- 5 区長は、公簿等により保険給付差止適用者が第1項各号のいずれかに該当することが確認できるとき、又はその者が加入する医療保険者から保険給付差止の終了の依頼を受けたときは、第1項の申請書を省略させることができる。
- 6 保険給付差止の適用終了日は、被保険者証から保険給付差止の記載を削除した日とする。

(保険給付差止に係る事業者への情報提供)

第14条 第8条の規定は、保険給付差止に係る事業者への情報提供について準用する。この場合において同条第1項中「第5条第5項」とあるのは「第11条第7項」と、同条第2項中「第7条第5項」とあるのは「第13条第4項」と読み替えるものとする。

第4章 時効による徴収権の消滅した保険料に係る保険給付制限

(給付額減額の手続き)

- 第15条 区長は、第1号被保険者から要介護認定等の申請があった場合には、その者に係る保険料の納付状況を調査し、当該要介護認定等の申請に係る認定がなされる日において納期限から2年が経過し、保険料徴収権が時効により消滅した保険料があった場合、当該第1号被保険者に対し、給付額減額の決定をし、板橋区規則第19条第1項に規定する介護保険給付額減額等通知書により、その旨を通知する。
- 2 前項に規定する認定がなされる日とは、要介護認定等の申請をした日から30日後とする。
 - 3 区長は、第1項の通知をするときには、当該第1号被保険者に対し、給付額減額等の記載をした被保険者証を交付するものとする。
 - 4 区長は、前項の被保険者証の交付を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める認定証を併せて交付する。
 - (1) 高齢者利用者負担減免要綱第3条又は第3条の2に規定する対象者 高齢者利用者負担減免要綱第5条第3項に規定する訪問介護利用者負担額減額認定証
 - (2) 障害者利用者負担減免要綱第3条に規定する対象者 障害者利用者負担減免要綱

第5条第3項に規定する訪問介護利用者負担額減額認定証

- 5 前項に規定する認定証には給付額減額の適用により再算定された減額内容を記載するものとし、当該第1号被保険者に現に交付されている認定証は回収するものとする。
- 6 給付額減額の適用開始日は、要介護認定等が行われた日の属する月の翌月初日とする。ただし、法第28条第2項に規定する要介護更新認定に関する給付額減額の適用開始日は、当該更新認定の有効期間開始日とする。

(給付額減額の適用除外)

第16条 区長は、前条に規定する給付額減額の適用を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するため法第7条第5項に規定する居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは法第7条第20項に規定する施設サービス、法第44条第1項に規定する特定福祉用具の購入又は法第45条第1項に規定する住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認められるときは、前条の規定にかかわらず、給付額減額の適用をしないものとする。

- (1) 施行令第35条第1号に規定する災害により著しい損害を受けたとき、又は同条第2号並びに施行規則第113条第1号及び第2号に規定する事由により生計維持者の収入が著しく減少したとき。
- (2) 施行規則第113条第3号の規定による生活保護の被保護者に該当したとき、又は同条第4号の規定による要保護者であって給付額減額を受けないとしたならば保護を必要としない状態となるとき。

(給付額減額の免除又は終了の手続き)

第17条 第15条第1項の規定により給付額減額の適用を受けた者（以下「給付額減額適用者」という。）は、前条に規定する要件に該当することにより、給付額減額の免除又は終了を受けようとする場合は、板橋区規則第19条第2項に規定する給付額減額等免除・終了申請書を区長に提出するものとする。

- 2 給付額減額適用者は、前項に規定する申請書を提出するときは、被保険者証及び前条に該当する旨を証明する書類を添付しなければならない。
- 3 区長は、給付額減額適用者から第1項の申請書の提出があった場合には、前条に該当するか否かを調査し、給付額減額の免除又は終了の可否を決定する。
- 4 区長は、前項に規定する給付額減額の免除若しくは終了を決定したとき又は給付額減額期間が経過したときには、給付額減額適用者に対し、給付額減額等の記載を削除した被保険者証を交付するものとする。
- 5 区長は、公簿等により給付額減額適用者が第1項に該当することが確認できるときは、第1項の申請書の提出を省略させることができる。
- 6 給付額減額の適用終了日は、被保険者証から給付額減額等の記載を削除した日とする。

(給付額減額に係る事業者への情報提供)

第18条 第8条の規定は、給付額減額に係る事業者への情報提供について準用する。この場合において、同条第1項中「第5条第5項」とあるのは「第15条第3項」と、同条第2項中「第7条第5項」とあるのは「第17条第4項」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、保険給付制限に関し必要な事項は健康生きがい部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年11月1日から施行する。

別表（第6条関係）

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一般疾病医療費の支給
- (2) 予防接種法の医療費の支給
- (3) 身体障害者福祉法の更生医療の給付
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の通院医療の給付
- (5) 結核予防法の一般患者、従業禁止・命令入所患者の医療の給付
- (6) 医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法の医療費の支給
- (7) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の医療費の支給
- (8) 健康保険法施行令等の特定疾病に係る高額療養費の支給
 - ア 人工腎臓を実施している慢性腎不全
 - イ 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第・因子障害等
 - ウ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
- (9) 老人保健法施行令第2条の2第2項の医療費の給付（区長の認定を受けた者に限る。）
 - ア 人工腎臓を実施している慢性腎不全
 - イ 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第・因子障害等
 - ウ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群
- (10) 平成12年厚生省告示第195号に定める給付
 - ア 「進行性筋萎縮症者療養等給付事業について」による療養の給付
 - イ 「特定疾患治療研究事業について」による医療の給付
 - ウ 「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による医療費の支給
 - エ 「公害医療研究費の国庫補助について」による研究治療費の支給
 - オ 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」の医療の給付
 - カ 「水俣病総合対策費の国庫補助について」による療養費の支給